

**重要事項説明書**  
(訪問介護・豊田市介護予防訪問サービス)

あなたに対する訪問介護の提供にあたり、厚生省令第37号第8条に基づいて、当事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

**1. 事業者概要**

事業者名称	社会福祉法人豊田みのり福祉会
主たる事務所の所在地	豊田市中根町男松79番地
法人種別	社会福祉法人
代表者名	理事長 柴田 文志
電話番号	0565-51-0660

指定事業所名	みのり園ヘルパーステーション
介護保険事業所番号	愛知県第2373000864号
サービスの種類	訪問介護（豊田市介護予防訪問サービス）
所在地	豊田市中根町男松79番地

**2. 事業の目的及び運営方針**

事業の目的	相互扶助と地域貢献の理念に基づき、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問介護を提供することを目的とします。
運営方針	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。</li> <li>2. 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</li> <li>3. 豊田市介護予防訪問サービスの基本方針として、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行います。</li> <li>4. 豊田市介護予防訪問サービスの実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握（モニタリング）をし、モニタリング結果を地域包括支援センターへ報告します。</li> <li>5. 豊田市介護予防訪問サービスの提供に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の出来る事は利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めます。</li> </ol>

**3. 職員の職種、員数及び職務の内容**

- (1) 管理者 1名（常勤）
- (2) サービス提供責任者 1名以上
- (3) 訪問介護員 2.5名（常勤換算）

#### 4. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日から1月3日までを除く）
営業時間	午前8時～18時00分

#### 5. サービスの内容

次のサービスの中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。	
身体介護	生活援助
食事介助・排泄介護・衣服の着脱・ 整容介助・身体の清拭・洗髪・入浴介助	調理・洗濯・掃除・整理整頓・買い物・ その他必要な家事
<相談・助言>①生活、身上、介護に関する相談 ②関係機関との連絡	

#### 6. 利用料金

（1）介護保険からの給付サービスを利用する場合は、原則として介護保険負担割合証の負担割合に準じます。

但し、介護保険の給付の範囲を超えたサービス利用は全額自己負担となります。

##### 指定訪問介護

利用料算定に用いられる単位について 介護保険制度では、介護報酬算定のために「単位」という単価を用いて計算します。 通常は1単位=10円として計算しますが、地域の事情を考慮し地域格差を設けています。豊田市にある訪問介護事業所の地域単価は1単位=11.05円となります。
---

##### 【身体介護】

時間	20分～30分未満	30分～1時間未満	1時間以上	(30分増すごとに)
単位	244単位/回	387単位/回	567単位/回	82単位加算

##### 【生活援助】

時間	45分以上
単位	220単位/回

##### 【身体介護に引き続き生活援助を行う場合】

時間	20分以上	45分以上	70分以上
単位	65単位/回	130単位/回	195単位/回

基本単位に対して、早朝（午前6時～午前8時）・夜間（午後6時～午後10時）帯は、25%増しとなります。

##### 【豊田市介護予防訪問サービス】

	利用頻度	要支援1	要支援2	事業対象者	利用単位
豊田市介護予防訪問サービス費（Ⅰ）	週1回程度の利用	○	○	○	1,176単位/月
豊田市介護予防訪問サービス費（Ⅱ）	週2回程度の利用	○	○	○	2,349単位/月
豊田市介護予防訪問サービス費（Ⅲ）	週2回を超える程度の利用	×	○	×	3,727単位/月

（2）特定事業所加算（Ⅱ）・・・所定単位数に10%乗じます。

（3）介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）・・・24.5%乗じます。

（4）地域区分単価1単位=11.05円を乗じます。

（5）自己負担は介護保険負担割合証の負担割合に準じます。

（6）初回加算・・・200単位/月（豊田市介護予防訪問サービスも同様）

\*初回に実施した訪問介護と当月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合、または他の訪問介護員などが訪問介護を行う際に同行訪問した場合

- (7) 緊急時訪問介護加算・・・100 単位/回（豊田市介護予防訪問サービスを除く）  
\*利用者やその家族などからの要請を受けて、サービス提供者責任者がケアマネジャーと連携を図り、ケアマネジャーが必要と認めた時に、サービス提供責任者またはその他の訪問介護員などが居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合
- (8) 生活機能向上連携加算Ⅰ・・・100 単位/月（豊田市介護予防訪問サービスを除く）  
\*自立支援型のサービスの提供を促進し、利用者の自宅における生活機能向上を図る観点から、訪問リハビリテーション実施時にサービス提供責任者とリハビリテーション専門職が、同時に利用者宅を訪問し、両者の共通による訪問介護計画を作成した場合
- (9) 通常の実施区域（別紙）を超えて行うときは、次に定める交通費をいただきます。  
\*車両等を利用した場合は、実施区域を超える地点から片道おおむね10キロメートル未満200円、10キロメートル以上は300円
- (10) キャンセル料  
\*当日のキャンセルの場合、キャンセル料として一律 500 円いただきますのでご理解下さい。  
（キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください）

連絡先 電話 51-0663

## 7. 介護現場におけるハラスメントに対する対応

- (1) 職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員の安全確保と働きやすい環境づくりを目指し、ハラスメントの防止に取り組みます。

ハラスメント行為例：

- ① 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
- ② 個人の尊重や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
- ③ 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為 等

上記は、当該職員、ご利用者及びその家族等が対象となります。

- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会議等により、同時案が発生しない為の再発防止策を検討します。
- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。  
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解除等の措置を講じます。

## 8. 虐待防止のための措置に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じます。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を、年 1 回定期的に開催しその結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備します。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年 1 回定期的に実施します。
- (4) 上記（1）から（3）までを適切に実施するための担当者を置きます。

## 9. 身体拘束の適正化の推進

事業所は、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合は、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況ならびに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付けます。

## 10. 業務継続計画の策定

- (1) 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定します。
- (2) 当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。

#### 11. 感染症対策について

事業者は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 介護職員等の清潔保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
- (3) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会等をおおむね6カ月に1回開催し、その結果について職員に周知徹底します。
- (4) 事業所における感染症の予防およびまん延防止のための指針を整備します。
- (5) 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

#### 12. 事故発生時の対応

損害賠償保険に、加入しています。

#### 13. 第三者評価実施の状況有無について — 無

#### 14. サービス内容の苦情

##### (1) 相談・苦情窓口

担当 サービス提供責任者

電話 51-0663

##### (2) 愛知県国民健康保険団体連合会

電話052-971-4165

豊田市福祉部介護保険課

電話0565-34-6634

苦情を伝えることができます。

当事業者は、利用者に対する訪問介護（豊田市介護予防訪問サービス）の提供にあたり、利用者及び利用者の家族に本書面に基づいて、上記重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

指定訪問介護（豊田市介護予防訪問サービス）事業者

主たる事務所所在地 豊田市中根町男松79番地

名 称 社会福祉法人 豊田みのり福祉会

説明者 所属 みのり園ヘルパーステーション

氏名

私は、本書面に基づいて事業者から上記重要事項について説明を受けました。

利用者 住所

氏名

利用者の家族 住所

氏名